

**募 集**

**登録を受け付けます  
15年度の臨時職員**

町では、15年度採用の臨時職員の登録を受け付けます。

**▼職種**

- ◎一般事務
- ◎保育士・雑役婦（夫）

**▼年齢要件** 満60歳未満（4月1日現在）

**▼雇用期間** 4月1日から町が指定する期間

**▼社会保険** 雇用期間により、健康保険などに加入します。

**▼日額賃金**

- ◎一般事務 5,900円～
- ◎保育士 6,100円～
- ◎雑役婦（夫） 5,800円～  
（そのほか規定により、別途支給します。）

**▼登録方法** 「臨時職員登録カード」（総務課に備え付け）に、写真（縦5cm、横4cm）・住民票を添付し、総務課職員係に提出してください。

**▼登録受付期間** 4月1日採用分については、2月3日から2月28日まで。（そのほかについては、年度内で随時受け付けます。）

**▼詳細** 総務課職員係（☎3-2330）

**その他**

**有効期限が延長されます  
特定疾患医療受給者証**

現在、お持ちの受給者証（有効期限が平成15年3月31日までの方）は、10月からの制度改正の準備が国で進められていることから、今年に限り9月30日まで使用できることとなりました。（劇症肝炎・重症急性膵炎は除く）

従って、例年3月末日までに行っている継続申請手続きについては、改めてご案内するまで必要ありません。

なお、有効期限の延長に伴う受給者証の新たな発行、書き換え訂正などは行いませんので、4月以

降もそのまま使用ください。

**▼問合せ** 江別保健所当別支所（緑町・☎3-2141）

**その他**

**石狩市に移転します  
江別保健所当別支所**

石狩市への移転に伴い、江別保健所当別支所が、3月31日をもって廃止となります。

これまで当別支所が行っていた業務については、4月1日から江別保健所が引き続き行います。

なお、4月以降は当分の間、各種申請や届出などの受付窓口を、次の通り開設します。

**▼開設日時** 毎週火曜日（休日の時は翌日） 13時～16時

**▼開設場所** ゆとろ（西町・☎5-2661）

**▼詳細** 江別保健所企画総務課企画調整係（江別市錦町4番地1・☎011-383-2111）

**申告はお早めに  
所得税・贈与税・消費税**

所得税などの申告期限が間近になると、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告書の提出は早めに済ませましょう。（作成した申告書は管轄の税務署へ郵送でも提出できます。）

なお、所得税・贈与税・消費税の申告期間などは、次の通りです。



(3) 書き損じの申告書は、書き直した申告書に添付してください。

**各税の確定申告受付期間**

**▼所得税（14年分）**  
2月17日（月）～

**▼贈与税（14年分）**  
2月3日（月）～  
3月17日（月）

**▼個人事業者の消費税・地方消費税**  
3月31日（月）まで

※ただし、閉庁日（土・日、祝日）は、窓口での相談、受付は行っておりません。

**税務署記載指導**

**▼日時** 2月26日（水）・27日（木） 10時～12時、13時～16時

**▼会場** 役場第二庁舎

**▼詳細** 札幌北税務署  
（☎011-707-5111）

**税に関する電話相談**

税務相談室札幌北分室  
（☎011-707-9111）

福祉

一定要件の該当者に支給されます  
児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

▼対象 離婚などで、父親と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年の年度末までの間にある児童。心身障害児は20歳未満。)を養育している母子家庭などの方。(家庭状況により請求できない場合もあります。)

ただし、支給要件に該当後、未請求のまま5年を経過すると時効により請求できなくなります。

特別児童扶養手当

▼対象 20歳未満の重度か中度の心身障害児を養育している方に支給。

ただし、児童福祉施設などに入所している場合など、支給されない場合もあります。

※両手当とも一定以上の所得のある方は手当の全部、または一部が支給停止になる場合があります。

▼詳細 保健福祉課児童保育係  
(「ゆとろ」内・☎3-3024)

福祉

該当者と思われる方は申請を  
児童手当(特別給付)

児童手当(特例給付)は、就学前児童を養育している方で、前年の所得額が一定額未満の場合に支給されます。

出生・転入などにより、新たに対象になるとと思われる方が手当の支給を受けるためには、認定請求をする必要があります。

また、児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。

▼所得制限限度額 表の通り(所得制限を超える場合は、支給され

ません)。

▼認定など 児童手当(特例給付)は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。(遡って支給はされません。)

▼その他 申請書の他に「厚生年金等年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

▼詳細 保健福祉課児童保育係  
(「ゆとろ」内・☎3-3024)

平成14年度所得制限限度額(万円)

扶養親族等の数	児童年金(国民年金等加入者)	特例給付(厚生年金等加入者)
0人	301	460
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

高齢者

ご存知ですか  
65歳からの医療者給付制度(道老)

「道老」の受給対象者は、原則として“18歳以上の子がいない65歳以上70歳未満の方”で、次のいずれかに該当する方です。

- ①老人単身世帯 (6カ月以上の一人暮らし)
- ②老人夫婦世帯 (配偶者については、60歳以上)
- ③老人と児童の世帯

なお、特例として18歳以上の子であっても、子が次に該当する場合は、受給の対象となります。

▼子の特例要件

- (1)既婚・未婚・男女を問わず、父母と別居している場合
- (2)重度心身障害者・長期療養者
- (3)社会福祉施設の入居者・学生
- (4)生死不明者・拘禁されている方・

抑留中の方

※ただし、所得制限があるほか、受給対象者が健康保険に加入していない場合・生活保護を受けている場合は対象になりません。

▼申請・問合せ 保健福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎3-3019)

募集

入所希望者は申し込みを  
「こどもプレイハウス(学童保育)」

町教委では、共働きなどで学校の放課後、保護者が家庭に不在となる児童を対象に「こどもプレイハウス(学童保育)」を開設しています。入所を希望する方は、申し込みください。

▼入所対象 共働きなどにより、放課後に保護者が家庭に不在となる世帯(原則として、小学校1年生～3年生の児童)。

▼開設場所・定員

- ①青少年センター(錦町) 75名
- ②子どもハウス(緑町) 25名
- ③青少年会館(太美町) 50名  
(申込みが定員を超えた場合、入所決定選考基準により決定します。)

▼開設期間 4月1日～3月末日

▼開設時間 「学校登校日」は下校時～17時30分。「春・夏・冬休み期間」は、月曜日～金曜日の8時30分～17時30分

▼費用 無料。ただし、父母会費(活動費・おやつ代)として月額3,000円とスポーツ安全保険加入料として、年額500円を負担。

▼入所申込 公民館・青少年会館にある申込用紙に必要事項を記入し、雇用証明書等とともに提出ください。

▼申込期限 2月28日(金)

▼詳細 町教委社会教育課青少年係(公民館内・☎3-2511)